資料 No.４

令和８年度 松川町上下水道事業経営審議会

― 質疑回答 ―

1.他市町村の下水道普及率・・・

他市町村の下水道普及率

下水道水洗化率(R6) ※1			
市町村名	公共 (%)	特環 ※2 (%)	農集 (%)
松川町	89.76	-	88.44
飯田市	93.39	83.80	94.98
高森町	92.43	-	96.64
豊丘村	99.21		99.37
喬木村	-	98.70	97.76
飯島町	81.29	-	94.54
中川村	92.81	-	-
全国平均	78.5		

下水道普及率(R7)※3	
市町村名	普及率 (%)
松川町	98.714
飯田市	97.942
高森町	99.420
豊丘村	99.611
喬木村	98.780
飯島町	97.844
中川村	96.224
全国平均	82.2

下水道加入率(R7)※4	
市町村名	加入率 (%)
松川町	93.5
飯田市	-
高森町	-
豊丘村	近い指標あるが条件が違う
喬木村	-
飯島町	-
中川村	-

※R8.10.14時点　松川町(公共)91.28%(農集)89.92%

※1 水洗化率とは、下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人が実際に下水道に接続しているかを示すもの。

※2 特定環境保全公共下水道(特環)とは、公共下水道が市街地の汚水処理をするのに対し、主に市街地以外の汚水を処理するための下水道。

※3 普及率とは、その地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人が下水道を利用できる環境になっているかを示すもの。

※4 加入率とは、松川町独自の指標。その地区にある建物のうち、どれくらいの建物が下水道に加入しているかを示すもの。

受益者負担金の減免措置の適応実績及び分析への影響

1.実績件数

令和３年度から令和８年 10 月末時点までの受益者負担金（以下、負担金）の支払いを伴う加入者件数のうち、負担金減免措置の対象は８件です。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8.10 末	合計
公共合計	27	28	19	20	20	9	123
農集排合計	20	25	21	16	8	6	96
全体合計	47	53	40	36	28	15	219
うち減免措置対象者	0	0	3	1	1	3	8

2.該当事由

上記８件の負担金減免措置理由は以下の表の通りです。

減免理由	減免割合	件数
1　公共の学校	75%	0
2　公共の社会福祉施設	75%	0
3　町の社会教育、体育施設(公民館、図書館資料館、運動場)	75%	0
4　役場庁舎、宗教法人施設、神社	50%	1
5　公営住宅（県営住宅、教職員住宅など)	25%	0
6　国又は地方公共団体他の企業用財産となっている施設(郵便局、病院など)	25%	1
7　生活保護法の規定により生活扶助を現に受けている受益者の所有する住宅	100%	0
8　生活保護法の規定により生活扶助以外の扶助を現に受けている受益者の所有する住宅	―※1	0
9　区・自治会が所有する施(地区公民館、自治会々所など)	100%	0
10　町長が、その状況により特に減免することが必要であると認めた施設※2	―※1	6

※1　町長が定める率

※2　主な理由…下水区域内で土地開発公社等の条件により浄化槽設置補助対象外で浄化槽を設置し、その後、既設浄化槽を廃止し下水道へ接続する場合（減免率 25%～50%）

3.分析への影響

前回の審議会において「資料№3 下水道加入負担金の見直しについて」で示した分析結果について、減免対象者も含まれた実績値を基に分析しているため影響はありません。

今後の下水道処理区の統合計画

松川町下水道事業のスケジュール

項目		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	備考
全体フロー																		
処理施設供用後年数	公共				供用後25年					供用後30年					供用後35年			
	農集	名子南、大島：20年				上片桐上：20年		上片桐下：30年				名子南：30年				上片桐上：30年		
天竜川流総計画（長野県）																	目標年：H47	
計画関係		全体計画 経営戦略	事業計画				経営戦略	事業計画			全体計画	経営戦略		事業計画			全体計画、 経営戦略	
									ストマネ計画立案・策定業務			ストマネ計画（第1期）						大島統合完了を目途にストマネ計画を立案 5年毎に見直し予定
公共下水道事業						重要施設・重要管路耐震化事業												
農業集落排水事業		大島処理区統合事業（大島⇒公共へ）								名子南処理区統合事業（名子南⇒公共へ）								
					上片桐下長寿命化事業							上片桐上処理区統合事業（上片桐上⇒上片桐下）						
						福与河原圃場整備事業（リニア関連事業）												費用負担なし
個別フロー																		
1.基本構想・全体計画・事業計画 1-1.基本構想				見直し					見直し					見直し				５年ピッチで見直し予定
1-2.全体計画の見直し(H23見直し)		全体計画 目標年H47									全体計画 見直し						全体計画 見直し	統合事業に対応するため、H31に全体計画見直し、R2に事業計画の変更を行う。 以降、R8に事業計画の延伸、R11に全体計画見直し（上片桐上、下統合に向けて）、R14に事業計画の変更、R17全体計画見直しを行う。
1-3.事業計画の変更			事業計画 目標年R8					事業計画 目標年R14						事業計画				
2.ストックマネジメント計画 2-1.ストックマネジメント計画（処理場）									JS相談	基本計画	診断・申請	実施設計				申請	実施設計	大島統合完了を目途に、計画策定に向けて着手する。 その後、改築更新を行いながら、５年サイクルで見直しと申請を行う。 管渠は、基本計画のみ検討し、マンホール蓋の更新等は別途行う。
2-2.ストックマネジメント計画（管渠）									JS相談	基本計画								
2-3.ストックマネジメント計画（工事）													改築更新	改築更新	改築更新	改築更新		
3.公共下水道事業 重要管路・重要施設耐震化事業						計画策定			耐震診断（重要管路）				耐震工事（終沈、塩素混和池） （松川浄化センター）					上水道事業と実施時期を合わせて行う。
4.農業集落排水事業 4-1.農集処理施設統合（大島CC）		関係機関協議		実施設計	接続管・MP工事		機器撤去、清掃											
4-2.農集処理施設統合（名子南CC）										関係機関協議		実施設計	接続管・MP工事		機器撤去、清掃			
4-3.農集処理施設長寿命化・統合（上片桐下CC）					最適整備構想	維持管理適正化計画	計画見直し	機能強化工事				関係機関協議		実施設計	接続管工事		機器撤去、清掃	
4-4.リニア関連事業による管渠整備（福与地区）						測量設計、実施設計		管渠整備										

水力発電施設に関する交付金

１．該当交付金制度

電源立地地域対策交付金

2．概要

発電用施設の周辺地域において、地域の活性化を図ることを目的として実施する、公共用施設の整備、地域活性化事業等に対して交付される交付金制度です。「電源立地地域交付金交付要綱」に基づき、都道府県から市町村に交付されます。

3．交付対象

運転開始後 15 年以上経過している水力発電施設等が所在し、当該施設に係る市町村内の水力発電施設等の評価出力の合計が 1,000kW 以上で、かつ、基準発電電力量の合計が 500 万 kWh 以上となる市町村が対象となります。

【松川町周辺の対象発電施設】

発電施設名称	運転開始時期
南向発電所（中川村）	昭和４年４月
生田発電所	昭和 15 年 12 月
小渋第一発電所	昭和 44 年３月
小渋第二発電所	昭和 44 年３月

4．活用事例

平成 28 年度以降は主に町内の各保育園の運営費（人件費）の一部に活用しています。

5．担当課

総務課財政係で交付金申請事務を行っています。